

# 平成29年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 平成29年5月25日(木) 午前11時00分  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

議案第18号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第19号 南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議案第20号 国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定業務委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

議案第21号 南島原市世界遺産情報発信システム構築業務委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

議案第22号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 英語指導助手について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成29年4月の諸会議並びに諸行事

26日(水) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

27日(木) 終日 歴史史料調査・協議(熊本市)

28日(金) 10:00 宮中献穀南島原市奉賛会設立総会(コレジヨホール)

29日(土) 10:00 自然と遊ぼう2017(ありえ俵石自然運動公園)

## ○平成29年5月の諸会議並びに諸行事

1日(月) 13:30 英語指導助手(EAT)辞令交付式(南有馬庁舎)

14:00 教育委員会事業市長レク(南有馬庁舎)

2日(火) 9:30 校長会総会・研修会(コレジヨホール)

3日(水) 9:30 第19回十八銀行旗争奪少年柔道大会(南有馬武道館)

6日(土) 9:00 第63回全日本総合選手権男子ソフトボール長崎県予選会(布津グラウンド)

18:00 島原半島文化賞受賞祝賀会(真砂)

8日(月) 10:00 報道発表(島原・天草一揆後の島原移住に関する古文書発見)(南有馬庁舎)

13:30 教育長学校訪問(新切小学校)

9日(火) 9:00 教育長学校訪問(堂崎小学校、飯野小学校、布津中学校)

10日(水) 10:00 島原更正保護女性会総会(島原市)

19:00 歯科保健推進協議会(有家保健センター)

11日(木) 14:00 学校事務研究会総会(オアシスセンター)

12日(金) 10:00 第1回教頭会研修会(コレジヨホール)

13日(土) 14:30 PTA連合会総会(コレジヨホール)

- 14日(日) 9:00 市内中学校体育大会(深江、西有家、北有馬、南有馬、口之津、加津佐中学校)
- 15日(月) 19:30 スポーツ推進委員会総会(南有馬庁舎)
- 16日(火) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)  
12:30 島原半島租税教育推進協議会定期総会(島原市)  
終日 議会文教厚生委員会行政視察(～5/18)(宮城県)
- 17日(水) 終日 全国都市教育長協議会総会及び研究大会(～5/20)(奈良県)
- 20日(土) 14:00 日野江城ライオンズクラブ結成15周年記念式典(ザ・マーキーズ)
- 21日(日) 9:00 シニア・エルダースローピッチ春季ソフトボール長崎県大会(布津グラウンド)
- 22日(月) 9:00 教育長学校訪問(野田小、南有馬中)  
14:00 第1回教科書採択協議会(雲仙市)
- 23日(火) 10:00 市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会(大村市)
- 24日(水) 10:00 長崎県退職校長会定例総会島原半島大会(島原市)  
13:00 校長当初面談(南有馬庁舎)  
19:00 平成29年度第1回健康づくり推進協議会(西有家庁舎)

議案第18号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの

平成29年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

## 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考第4項中「当該世帯から第1子が幼稚園を利用する場合は、当該階層の保育料額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額」を「3,000円」に改め、同表備考第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考第6項第1号中「得た額」の次に「（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号及び第2項第7号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号、第9条第1項第7号、第11条第1項第4号、第12条第1項第7号並びに第13条第1項第4号及び第2項第7号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成29年4月分以後の保育料について適用する。

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表</p> <div data-bbox="94 443 936 485" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表</p> <div data-bbox="1113 443 1955 485" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。</p>

新	旧
<p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、3,000円とする。</p> <p>5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以</p>	<p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、<u>当該世帯から第1子が幼稚園を利用する場合は、当該階層の保育料額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以</p>

新	旧
<p>下同じ。)である支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども(最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども</p> <p>6 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者(市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額(子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号及び第2項第7号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号、第9条第1項第7号、第11条第1項第4号、第12条第1項第7号並びに第13条第1項第4号及び第2項第7号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p>	<p>下同じ。)である支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども(最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども</p> <p>6 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者(市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p>

新	旧
<p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p> <p>7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。</p> <p>8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>	<p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p> <p>7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。</p> <p>8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>

議案第19号

南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示  
について

提案理由

就学援助費の支給額を改定するため、所要の改正を行うもの。

平成29年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の一部を改正する告示  
 南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育  
 委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「入学予定者」を「就学予定者」に改め、「翌年度の」を削る。

第2条中「入学予定者」を「就学予定者」に改める。

第4条第1項中「児童生徒」の次に「又は就学予定者」を加える。

第11条第1項第2号中「入学予定者」を「就学予定者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

（単位：円）

区分		限度額		適用
		小学校	中学校	
学用品費等	新入学児童生徒	11,420	22,320	
	新入学児童生徒以外	15,220	26,820	
校外活動費（泊を伴うもの）		3,620	6,100	
修学旅行費		実費	実費	
新入学児童生徒学用品費		40,600	47,400	
医療費		実費	実費	
学校給食費		実費	実費	
通学費		39,290	79,410	

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行し、改正後の南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の規定は、平成29年度の予算に係る就学援助費から適用する。

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の一部を改正する教育委員会告示 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は<u>就学予定者</u>（南島原市立小中学校の<u>就学予定者</u>で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(援助対象者)</p> <p><b>第2条</b> 南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給対象となる者は、児童生徒又は<u>就学予定者</u>の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(就学援助費の支給額)</p> <p><b>第4条</b> 就学援助費の支給額は、要保護者については、文部科学省が定める児童生徒<u>又は就学予定者</u>1人当たりの額（以下この条において「限度額」という。）とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は<u>入学予定者</u>（<u>翌年度</u>の南島原市立小中学校の<u>入学予定者</u>で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(援助対象者)</p> <p><b>第2条</b> 南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給対象となる者は、児童生徒又は<u>入学予定者</u>の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(就学援助費の支給額)</p> <p><b>第4条</b> 就学援助費の支給額は、要保護者については、文部科学省が定める児童生徒1人当たりの額（以下この条において「限度額」という。）とする。</p>

新

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、速やかに校長に通知するとともに、就学援助費支給取消通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

- (1) (略)
- (2) 就学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。
- (3) (略)

別表（第4条関係）

(単位：円)

区分		限度額		適用
		小学校	中学校	
学用品費等	新入学児童生徒	11,420	22,320	
	新入学児童生徒以外	15,220	26,820	
校外活動費（泊を伴うもの）		3,620	6,100	
修学旅行費		実費	実費	
新入学児童生徒学用品費		40,600	47,400	
医療費		実費	実費	
学校給食費		実費	実費	
通学費		39,290	79,410	

旧

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、速やかに校長に通知するとともに、就学援助費支給取消通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

- (1) (略)
- (2) 入学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。
- (3) (略)

別表（第4条関係）

(単位：円)

区分		限度額		適用
		小学校	中学校	
学用品費等	新入学児童生徒	11,100	21,700	
	新入学児童生徒以外	14,780	26,050	
校外活動費（泊を伴うもの）		3,470	5,840	
修学旅行費		実費	実費	
新入学児童生徒学用品費		19,900	22,900	
医療費		実費	実費	
学校給食費		実費	実費	
通学費		38,200	77,200	

議案第20号

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定業務委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

提案理由

「国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画」の完成により、今後、国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定業務委託業者選定委員会を開催しないため、要綱を廃止するもの。

平成29年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定業務委託業者  
選定委員会設置要綱を廃止する訓令

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定業務委託業者選定  
委員会設置要綱（平成20年南島原市教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

議案第21号

南島原市世界遺産情報発信システム構築業務委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

提案理由

「南島原市世界遺産情報発信システム」完成及び運用開始により、今後、南島原市世界遺産情報発信システム構築業務委託業者選定委員会を開催しないため、要綱を廃止するもの。

平成29年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

南島原市世界遺産情報発信システム構築業務委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

南島原市世界遺産情報発信システム構築業務委託業者選定委員会設置要綱（平成25年南島原市教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

議案第 22 号

南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市教育支援委員会条例第 3 条の規定により提案する。

平成 29 年 5 月 25 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

## 平成29年度 南島原市教育支援委員会委員名簿

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	No	氏 名	備 考
医師(条例第3条1号)	1	ウエキ エイスケ 植木 英祐	学校医(南高医師会の推薦による医師)
	2	シロノ ケンジ 城野 健児	
学識経験を有する者(条例第3条1号)	3	ムラカワ ヨシエ 村川 佳恵	県立島原特別支援学校教頭
児童福祉施設の職員(条例第3条1号)	4	タハラ アヤネ 田原 章子	たすかる早崎(児童発達支援センター)児童発達支援管理責任者
関係教育機関の職員(条例第3条2号)	5	アラキ ノブキ 荒木 伸志	野田小学校校長
	6	ナカムラ カズヤ 中村 一也	加津佐中学校校長
	7	コセキ ユカ 小関 由香	有馬小学校 特別支援学級担任
	8	キタムラ ミツコ 北村 美津子	有家中学校副担任
関係行政機関の職員(条例第3条3号)	9	ナガトモ スミ 永友 須美	市福祉保健部・こども未来課長
	10	オオタ サトミ 太田 里美	市福祉保健部・こども未来課(保健師)
その他必要と認められる者(条例第3条4号)	11	カワグチ カズノリ 川口 和典	民生委員児童委員(協議会の推薦)
	12	ミヤザキ ゴウタロウ 宮崎 郷徳	たちばなこども園長(私立幼稚園代表)
	13	マツシマ ヨウタロウ 松島 興太郎	こば保育園理事長(南島原市保育会長)